

2 初 児 生 第 2 2 号  
令和 3 年 2 月 1 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会高等学校等主管課長  
各都道府県私立学校主管課長 殿  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
( 公 印 省 略 )

新規高等学校卒業者に係る就職慣行（いわゆる「一人一社制」）  
に関する検討について（協力依頼）

日頃より高等学校における進路指導の充実に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

新規高等学校卒業者の就職に係る推薦、採用選考等については、各都道府県において開催する高等学校就職問題検討会議において、地方公共団体、経済団体、学校などの関係者が、地域の実情に応じて申合せを行っているところ、秋田及び沖縄を除く全ての都道府県においては、選考開始日から一定期間に限り、一人の生徒が応募できる企業を一社のみ学校推薦する就職慣行である、いわゆる「一人一社制」を採用し、学校現場や企業において広く普及・定着しているところです。

一方で、このような慣行に基づく就職指導の在り方が、生徒の主体性を過度に制限しており、適職の選択を妨げ、早期離職につながる一因となっているのではないかとの指摘もあり、昨年 7 月 17 日に閣議決定された規制改革推進実施計画において、各都道府県の高等学校就職問題検討会議が一人一社制の在り方を検討することが適切である旨記載されたところです。

このことから、厚生労働省から各都道府県労働局に対し、新規高等学校卒業者に係る就職慣行に関して検討を行うよう通知（令和 3 年 2 月 1 2 日付開若発第 0212 第 3 号「新規高等学校卒業者に係る就職慣行（いわゆる「一人一社制」）に関する検討について（再依頼）」）されたところであり、各都道府県教育委員会及び各学校においては、別添の内容を確認の上、可能な範囲で協力いただくようお願いいたします。

本通知につきましては、域内の高等学校（中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。）を設置する市町村教育委員会、所管又は所轄の高等学校並びに学校法人に対して御周知いただくようお願いいたします。

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課キャリア教育推進係  
電話 0 3 - 5 2 5 3 - 4 1 1 1（内線 4 7 2 8）